



中部ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和 8 年9月1日

令和 7 年 5 月 9 日、令和 7 年 8 月 8 日にお知らせした以下の中部ブロック(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)については、支払基金本部に設置した「審査の一般的な取扱いに関する検討委員会」において検討され、「審査の一般的な取扱い(医科)」として公表されましたので、お知らせします。

(※) 富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

【中部ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	経皮的シャント拡張術・血栓除去術に末梢血管用ステントセットの算定については、原則として認められない。	末梢血管用ステントセットの材料定義は「四肢の血管拡張術を実施する際に、末梢血管(頸動脈、冠状動脈、胸部大動脈及び腹部大動脈以外の血管)内腔の確保を目的に病変部に挿入留置して使用するステントセット(デリバリーシステムを含む。)であること。」とあり、対象は動脈である。 以上のことから、経皮的シャント拡張術・血栓除去術に末梢血管用ステントセットの算定については、原則として認められないと判断した。	適用診療月 令和 7 年 8 月診療分 令和 8 年 6 月 30 日に「支払基金における審査の一般的な取扱い(医科)」として公表

No.	取扱い	根拠	備考
2	B型肝炎疑いに対するHBc-IgM抗体の算定については、原則として認められない。	検査の意義に「急性B型肝炎と無症候性キャリアの急性発症前や慢性肝炎の増悪例などとの鑑別に有用である。高値の場合はB型肝炎である。」と記載されている。 IgM-HBc抗体の測定は急性肝炎の早期の診断、特に劇症肝炎や重症肝炎でHBs抗原やHBs抗体がどちらも陰性の場合などに特に有用(肝炎情報センター)とされている。また、B型肝炎はHBs抗原とHBc抗体が陰性であれば除外でき、HBc-IgM抗体は必須ではない。 以上のことから、単に「B型肝炎疑い」に対するHBc-IgM抗体の算定については、原則として認められないと判断した。	適用診療月 令和7年11月診療分 令和8年7月31日に「支払基金における審査の一般的な取扱い(医科)」として公表
3	シャントが作成された水頭症症例でのシャント圧調整のための透視診断の算定は、原則として認められない。	E000透視診断の留意事項通知に「透視診断とは、透視による疾病、病巣の診断を評価するもの」と示されている。水頭症のシャント圧調整時のレントゲン透視はバルブのダイヤル位置を確認するためであり、当該通知にある「疾病・病巣の診断」には該当しないと考える。 以上のことから、シャントが作成された水頭症症例でのシャント圧調整のための透視診断の算定は、原則として認められないと判断した。	適用診療月 令和7年11月診療分 令和8年7月31日に「支払基金における審査の一般的な取扱い(医科)」として公表

本件に関する問合せ先

中部審査事務センター

内科・歯科審査室 内科審査課

(TEL:052-854-6804) 川端

(TEL:052-854-6858) 加藤

外科・混合審査室 脳外科・外科審査課

(TEL:052-854-6788) 小林

(TEL:052-854-7851) 橋本